

IFRSをめぐる動向 第113回 「基本財務諸表」プロジェクトの最近の動向（財務業績計算書における比較可能な小計の導入）

（30頁）

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等での討議内容に基づき、最新のIFRSをめぐる動向を伝えることを目的としています。今回は、主に財務業績計算書（損益計算書）の構成と内容の改善を検討する「基本財務諸表」プロジェクトについて、財務業績計算書における比較可能な小計の導入に関する議論の状況を紹介します。

本稿の内容は、今後のIASBの討議状況によって変更される可能性がありますのでご留意ください。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

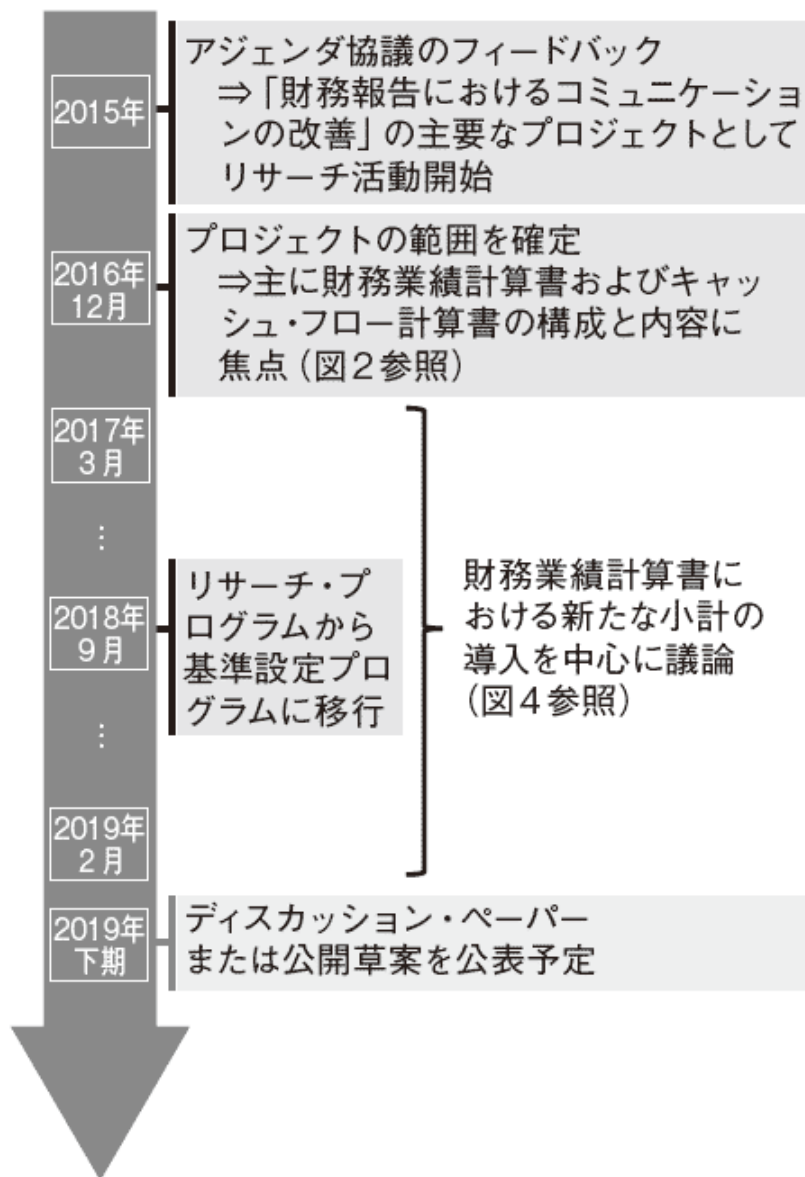
2. 「基本財務諸表」プロジェクト

(1) プロジェクトの経緯

IASBが公表した「2015年アジェンダ協議」に対して、財務諸表の表示・開示の改善を求めるフィードバックが多く寄せられたことから、IASBは、2017年から2021年までの作業計画の中心テーマを「財務報告におけるコミュニケーションの改善」としました。その一環として、「基本財務諸表」プロジェクトによるリサーチ活動が開始されました。

本プロジェクトは、基本財務諸表（財務業績計算書、財政状態計算書、キャッシュ・フロー計算書および持分変動計算書）のうち、財務業績計算書およびキャッシュ・フロー計算書に焦点を当て、それらの構成や内容の改善を目的としています。プロジェクトの経緯は図1のとおりであり、2018年9月よりリサーチ・プログラムから基準設定プログラムに移行しました。また、ディスカッション・ペーパーまたは公開草案の公表が2019年下期に予定されています。

図1：「基本財務諸表」プロジェクトの経緯



(2) プロジェクトの範囲

「基本財務諸表」プロジェクトの範囲は、図2のとおりです。現時点では、財務業績計算書における2つの新たな小計、すなわち「IFRS基準で定義された小計」(図2のI i)および「経営者により定義された小計」(図2のI ii)の導入を中心に議論が行われています。

図2：「基本財務諸表」プロジェクトの範囲

I 財務業績計算書		II キャッシュ・フロー計算書
(i) IFRS基準で定義された小計 企業間の比較を容易にする小計及び区分 ▶財務収益/費用 ▶投資から生じる収益/費用 ▶関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益	比較可能性	利息及び配当の分類についての選択肢の削除 間接法による首尾一貫した出発点の要求
(ii) 経営者により定義された小計 経営者業績指標 (Management Performance Measure; MPM) その他の包括利益(OCI)に関する伝達方法の改善	柔軟性	関連会社及び共同支配企業に係るキャッシュ・フロー
III 財務諸表における分解表示の改善		
基本財務諸表における項目の集約/分解に関する原則		
財務業績計算書における費用の性質別/機能別の分解表示		
通例ではない(Unusual)項目や発生頻度が低い(Infrequent)項目に関するガイダンス		
基本財務諸表で要求される最低限の表示項目の拡大		
一部の業界を対象とした基本財務諸表のテンプレート		

 本稿で紹介する部分

(参考：2018年12月 ASAF会議 アジェンダペーパー)

利用者から、企業の財務諸表の分析においては、「IFRS 基準で定義された小計」のように一定の規律に基づき算出された企業間の比較が容易な小計だけでなく、「経営者により定義された小計」のように企業の実態をよりの確に表す柔軟性のある小計も有用であるとの意見がありました。これを受けて IASB は、財務諸表における比較可能性と柔軟性のいずれの要素も向上させるために、この2つの新たな小計を導入することを検討しています。本稿では、このうち前者の比較可能な小計に関する議論について説明します。

なお、当初の議論では金融機関以外の企業のみを対象としてアプローチが検討されましたが、金融機関や投資サービスを提供する企業などについても、同様のアプローチをどのように適用するのかについて議論が行われています。

3. 財務業績計算書における比較可能な小計の検討

(1) 現行の IFRS 基準における取扱い

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に基づき、財務業績計算書においては、純損益（第 81A 項）および最低限の項目（売上高、金融費用、関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益、税金費用など）（第 82 項）の表示が要求されています。これに加えて、企業の財務業績の理解への目的適合性がある場合には、追加的な表示項目、見出しおよび小計の表示が求められています（第 85 項）。この場合の追加の小計は、以下のようなものでなければなりません（第 85A 項）。

- (i) IFRS に従って認識及び測定が行われている金額からなる表示項目で構成される。
- (ii) 当該小計を構成する表示項目が明瞭かつ理解可能となる方法で表示して名称を付す。
- (iii) 第 45 項（財務諸表上の項目の表示と分類を、ある期から次の期へと維持しなければならない）に従って期間ごとの継続性がある。
- (iv) 純損益及びその他の包括利益の計算書について IFRS で要求している小計及び合計よりも目立つ表示はしない。

(2) 実務上の問題

一部の IFRS 適用企業は、営業利益、調整後営業利益、コア営業利益などの名称を付した、独自の小計を財務業績計算書に表示しています。ただし、同業企業間で異なる小計が用いられている場合や、算出する際の調整項目が十分に説明されていない場合などがあることから、財務諸表の比較可能性の低下が懸念されていました。特に、多くの利用者から、スクリーニングや比率分析などを行う際の出発点として、比較可能な小計の表示を求める意見がありました。

(3) ボトムアップ・アプローチ

IASB は、過去に「営業利益 (Operating profit)」の定義を試みたものの、概念として営業利益とはなにかを定義することは困難でありました。そのため、今回のプロジェクトでは、小計そのものを定義するのではなく、各区分の収益／費用を定義した上で、純損益にそれらの収益／費用を足し戻して小計を定義するという、ボトムアップ・アプローチによる検討が進められました。

そして、図 3 に示すとおり、以下の 3 つの「IFRS 基準で定義された小計」を、新たに財務業績計算書に表示することを、原則として要求することが暫定決定されました（2018 年 10 月 IASB 会議）。この 3 つの新たな小計により、純損益と営業利益との間の収益／

費用は、a. 財務収益／費用等，b. 投資から生じる収益／費用，c. 不可分の持分法投資損益に区分されることとなります。

- ① 財務及び法人所得税前利益（純損益から a. 財務収益／費用等を除いた小計）
- ② 営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益（上記①から b. 投資から生じる収益／費用を除いた小計）
- ③ 営業利益（上記②から c. 不可分の関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益を除いた小計）（以下、「関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益」は「持分法投資損益」という。）

次に、これらの区分された収益／費用に関する、主な暫定決定事項について説明します。

図3：財務業績計算書の小計の例示（一般事業会社の場合）

売上高		10,000
売上原価		△4,000
売上総利益		6,000
販売費及び一般管理費		△3,000
③ 営業利益		3,000
不可分の持分法投資損益	c. 不可分の持分法投資損益	500
② 営業利益並びに不可分の持分法投資損益		3,500
金融資産の公正価値の変動	b. 投資から生じる 収益／費用	250
配当利益		50
不可分でない持分法投資損益		100
① 財務及び法人所得税前利益		3,900
現金、現金同等物及び財務活動から生じた 他の収益	a. 財務収益／費用	100
財務活動から生じた費用		△1,000
その他の財務収益／費用		△100
税引前利益		2,900
税金費用		△900
当期純利益		2,000

ボトムアップ・アプローチ

（参考：2018年10月 IASB会議 スタッフペーパー）

(4) 財務収益／費用

比較可能な小計の検討にあたっては、まず「利息及び税金前利益 (Earnings before Interests and Taxes ; EBIT) 」が検討されました。EBIT は、資本構成 (資金調達方法) や法人所得税の状況が異なっても企業間で比較可能な小計であると考えられていることから、一般に広く使用されています。ただし、算定する際の控除項目のうち、税金費用は IAS 第 12 号「法人所得税」の適用範囲により定められているものの、財務収益／費用については IFRS 基準で明確な規定がないため、表示に実務上のばらつきが生じていました。

そこで IASB は、新たな小計である「財務収益／費用及び法人所得税前利益」の導入にあたって、「財務活動」および「現金及び現金同等物」に焦点を当て、財務収益／費用が以下の 5 つの要素から構成されることを暫定決定しました (2017 年 11 月 IASB 会議)。

- (i) 実効金利法で計算した現金及び現金同等物から生じた金利収益
- (ii) 現金、現金同等物及び財務活動から生じた他の収益
- (iii) 財務活動から生じた費用
- (iv) その他の財務収益
- (v) その他の財務費用

(5) 投資から生じる収益／費用

IASB の調査によると、多くの利用者は、企業の日々の事業活動であると考ええるコア項目とそれ以外の非コア項目を別個に評価し、企業価値全体を評価する際にこれらを統合して評価するといわれています。この非コア項目に投資項目が含まれていることから、IASB は、財務業績計算書に投資区分を導入し、「投資収益／費用、財務収益／費用及び法人所得税前利益」の小計を導入することを検討しました。

投資から生じる収益／費用については、原則主義アプローチにより、「個別に、かつ企業が保有しているその他の資源からおおむね独立して、企業に対してリターンを生み出す資産から生じる収益・費用」と定義すること、また「投資」として通常扱われる／扱われないであろう項目のリストを示すことが暫定決定されました (2017 年 11 月 IASB 会議)。

(6) 関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益

投資から生じる収益／費用のうち、関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益については、前述のように IAS 第 1 号第 82 項 (C) に基づき表示が要求される最低限の項目と定められていますが、記載場所が明確化されていないため、表示に実務上のばらつきが生じていました。

多くの利用者が、企業価値を評価する際に、関連会社及び共同支配企業の業績を企業の支配する事業活動の業績とは区分して分析していることから、IASB は、持分法投資損益と営業業績とは別個に表示することが有用と考えました。さらに、持分法投資損益には、企業の主要な事業活動とは i 「不可分な (integral) 」ものと ii 「不可分でない (non-integral) 」ものが含まれるため、それぞれ区分して表示することも有用とされました。

IASB は、i 「不可分な」持分法投資損益を投資から生じる収益／費用の区分よりも上の行項目として表示し、その行項目の上に「連結企業から生じる事業利益」という新たな小計を導入すること、さらに、ii 「不可分でない」持分法投資損益を投資から生じる収益／費用として表示することを暫定決定しました (2018 年 1 月 IASB 会議)。

(7) 新たな小計の名称

企業は、IAS 第 1 号に基づき、財務諸表の表示項目に IASB が用いる表記とは異なる表記を使用することが認められています (第 5 項, 第 57 項 (b), 第 86 項)。ただし、ほとんどの企業は IASB が用いる表記を使用する可能性が高いと考えられます。また、IASB が用いる表記は、他の異なる小計、たとえば経営者により定義される経営者業績指標に対して使用できなくなります。そこで IASB は、前述の 3 つの新たな小計の名称について改めて検討しました。

その結果、「財務収益／費用及び法人所得税前利益」は「財務及び法人所得税前利益」(図 3 の①)、「投資収益／費用、財務収益／費用及び法人所得税前費用」は「営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益」(図 3 の②)、「連結企業から生じる事業利益」は「営業利益」(図 3 の③)と表記すべきであることが暫定決定されました (2018 年 10 月 IASB 会議)。

4. おわりに

2019 年下期予定のディスカッション・ペーパーまたは公開草案の公表に向けて、今後も議論は活発に行われることが予想されます。比較可能な小計の導入については、現行の実務に大きく影響する可能性があることから、今後の議論の動向にも留意が必要です。

図 4 : (参考) 「基本財務諸表」プロジェクトに関して IASB 会議で討議された論点

IASB 会議	I 財務業績計算書	II キャッシュ・ フロー計算書 (CF 計算書)	III 分解表示	IV その他
2017 年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ EBIT ・ MPM 	—	分類／集約／分解表示に関する一般的なガイダンス	—
2017 年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ EBIT ・ MPM ・ 経営者が定義する調整後 1 株当たり利益 (EPS) ・ 関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益 	—	—	—
2017 年 9月	投資カテゴリーおよび追加の小計の導入	—	費用の機能別／性質別の分析	—
2017 年 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資カテゴリーの表示 ・ 財務収益／費用の定義 ・ その他の包括利益 (OCI) を伝達するためのより良い方法 	—	—	—
2017 年 12月	MPMの目的と記載場所	CF 計算書における利息や配当金の分類及びその他の的を絞った改善	—	—
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・ MPM 	—	—	—

年 1月	・不可分な関連会社 及び共同支配企業に 係る持分法投資損益			
2018 年 2月	・MPMに関する要求事 項の明確化 ・調整後 EPS	関連会社及び共同支 配企業に係る投資の CF 計算書における表 示	—	—
2018 年 4月	・MPMに関する要求事 項の明確化 ・調整後 EPS	—	—	—
2018 年 5月	MPM および調整後 EPS に関する未解決の論 点	—	・集約／分解表示 に関する追加の 提案 ・費用の機能別／ 性質別の分析	—
2018 年 6月	—	—	金融企業に対す るプロジェクト 提案の適用に関 する初期分析	—
2018 年 9月	関連会社及び共同支 配企業の業績の表示	—	・純損益計算書に おける小計に関 する提案の範囲 ・通例ではない項 目または頻度が 低い項目	基準設定 プログラムへの移 行
2018 年 10月	新たな小計の表記	—	—	—
2018	・EBITDA	—	テンプレート又	—

年 11月	・最低限の行項目		は設例	
2018 年 12月	・列を用いたMPMの表示 ・EBITDA	—	—	—
2019 年 2月	金融企業による収益 ／費用の分類	CF計算書に関する未 解決論点	集約／分解表示 に関する追加提 案	—